

# 利島村離島高校生修学支援費補助金について

高校等のない利島では、離れた高校等に通学しているご息子にかかる経済的な負担の軽減のために独自の補助制度をご用意しています。



## 補助金額

**年間 48万円** (返済の必要はありません)

## 支給方法

年間2回、それぞれ24万円（4月から9月までの分と10月から翌年3月までの分）を指定された口座にお振込みします。



## 支給要件

- ・ご息子が利島村外の高等学校や特別支援学校に在学中であること
- ・保護者が利島村に現にお住まいであること
- ・保護者の所得が所得制限の範囲内であること

※所得制限限度額は、手当を受け取る人の前年12月31日時点での税法上の扶養親族等の数に応じて設定されており、具体的には以下のとおりです。詳細は裏面をご覧ください。

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円



現在児童手当を受給していて、金額が児童一人当たり 1万円又は1万5,000円であれば無条件で所得制限の範囲内です

## 手続きの際に必要なもの

- 利島村離島高校生修学支援費補助金申請書（様式第1号）
- 下宿・寮及び借家等住居に係る契約書  
又は下宿・入寮等入居証明書（様式第4号又は契約書に類するものの写し）
- ご息子の高等学校等の在学証明書
- 保護者の所得が分かる書類（直近の課税証明書や源泉徴収票など）
- 印鑑

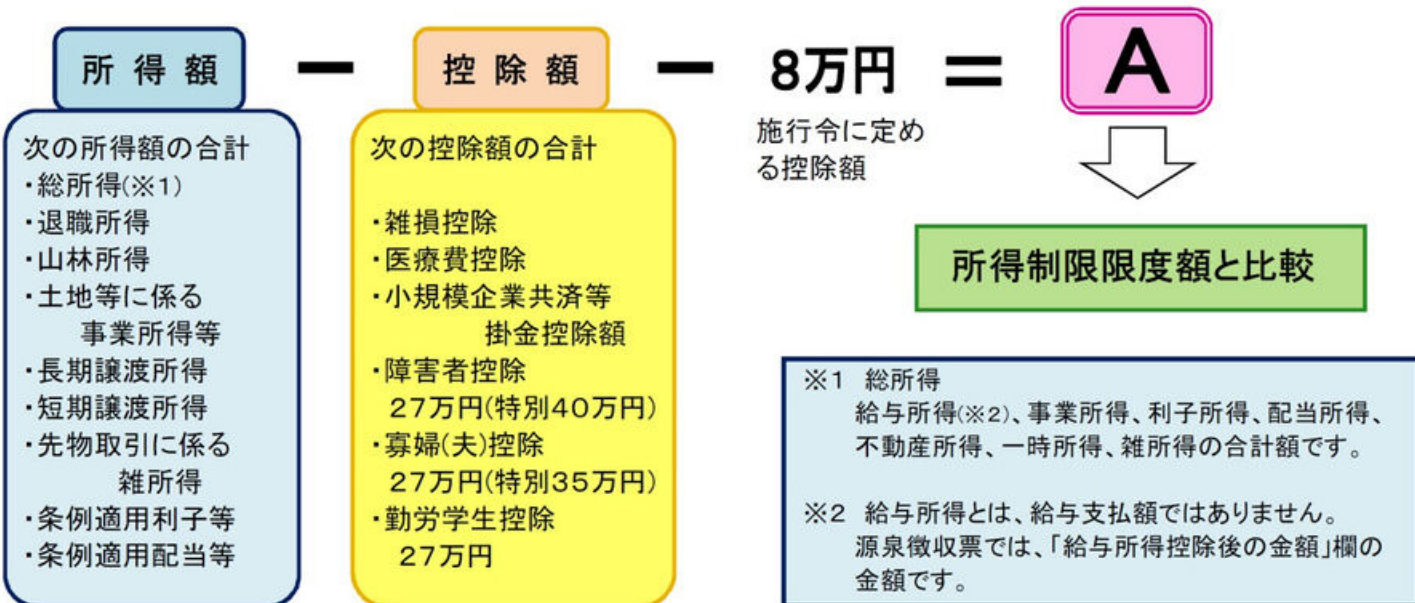
住民税が利島村で課税されている場合は、保護者の所得が分かる書類は不要です

問合せ先：利島村教育委員会事務局 ☎04992-9-0331

# 利島村離島高校生修学支援費補助金の 所得制限限度額はどうすればわかりますか？

## (1) 計算方法 [児童手当法施行令第3条]

- 下の計算式にあてはめ、受給者の直近の所得額から控除額と8万円を引いて、「A」の額を出し、この金額を所得制限限度額と比較します。
- 控除額のうち、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除は、各27万円です。ただし、特別障害者控除は40万円、特別寡婦控除は35万円です。」



## (2) 所得制限限度額 [児童手当法施行令第1条]

扶養親族等の人数	→	所得制限額
0人	622万円+0万円	622万円
1人	622万円+1人×38万円	660万円
2人	622万円+2人×38万円	698万円
3人	622万円+3人×38万円	736万円
4人	622万円+4人×38万円	774万円

- (1)で計算した「A」の額と所得制限限度額とを比較します。
- 所得制限限度額は上の表のように、扶養親族等の人数で異なります。
- 扶養親族等の人数、1人につき38万円を622万円に加算した額が所得制限限度額です。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族に該当する場合の加算額は、1人につき44万円です。
- 上の表では4人までを表示していますが、5人以上でも同様の計算です。
- 扶養人数は、前年12月31日時点の人数です。今年1月1日以降に生まれた児童等、今年になって新たに扶養された者は除きます。